

① 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表十二(一) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定法人の名称等	1	(第 号該当法人)	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首海外投資等損失準備金の金額	16	円		
本店又は主たる事務所の所在地	2			当期繰越額	5年経過後5年間均等益金算入額(29)の計		17	
資源開発投資法人等の認定	3	昭平第 . . 号			同上以外の場合による益金算入額(30)の計		18	
特定株式等の認定	4	昭平第 . . 号		計(17)+(18)			19	
特定法人株式等の保有割合の計算	期末現在の旧特定投資法人等の発行済株式又は出資の総数又は総額	5		の計算	当期積立額のうち損金算入額(9)-(15)		20	
	期末に有する旧特定投資法人等の株式又は出資の数又は金額	6			期末海外投資等損失準備金の金額(16)-(19)+(20)		21	
	共同して投資する内国法人等が有する旧特定海外事業法人等の株式又は出資の数又は金額	7					貸借対照表に計上されている海外投資等損失準備金	22
	保有割合(6)又は(6)+(7)/(5)(小数点以下3位未満切捨て)	8			差引(22)-(21)			23
当期積立額	9			貸借対照表の金額との差額の明細	当期		貸借対照表の取崩不足額(19)-(9)-(22-前期の22))	24
積立限度額の計算	当期において取得した特定株式等の取得年月日	10					当期分	当期に生じた差額の合計額(15)+(24)
	(10)の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額	11			前 期 分			前期末における差額(前期の23)
	同上の30、90又は100/100相当額	12					積立限度額超過額(9)-(14)	
	取得年度に特定株式等の帳簿価額を減額した金額	13						
積立限度額(12)-(13)	14							
積立限度超過額(9)-(14)	15							

益金算入額の計算

積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額		翌期繰越額(28)-(29)-(30)
			5年経過後5年間均等益金算入による場合(27)×60	(29)以外の場合	
	27	28	29	30	31
積立事業年度終了の日の翌日から5年を経過したもの	円	円	円	円	円
積立事業年度終了の日の翌日から5年を経過しないもの					
当期分					
計		円	円	円	

別表十二（一）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告書を提出する内国法人が、措置法第55条（海外投資等損失準備金）、平成22年改正前の措置法（以下「平成22年旧措置法」といいます。）第55条（海外投資等損失準備金）若しくは平成11年改正前の措置法（以下「平成11年旧措置法」といいます。）第55条（海外投資等損失準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の43（海外投資等損失準備金）若しくは平成22年旧措置法第68条の43（海外投資等損失準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

この場合には、措置法規則第21条又は第22条の45（海外投資等損失準備金に係る認定等）に規定する書類の添付が必要とされますので、御注意ください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。

2 「特定法人株式等の保有割合の計算」の各欄は、その特定法人の株式等が平成11年旧措置法第55条第1項の表の第1号から第4号までに掲げる株式等である場合に、次により記載します。

(1) 「共同して投資する内国法人等が有する旧特定海外事業法人等の株式又は出資の数又は金額7」には、平成11年旧措置法第55条第1項の表の第1号又は第3号に掲げる特定海外事業法人又は特定海外経済協力事業法人に対して他の内国法人との間に締結した契約に基づき共同して投資をした場合に、その共同投資者である他の内国法人の有する当期末の特定海外事業法人又は特定海外経済協力事業法人の株式又は出資の数又は金額を記載します。

なお、この場合には、その契約書の写し等の添付が必要とされますので、御注意ください。

(2) 「保有割合 $\frac{(6) \text{又は} (6) + (7)}{(5)}$ 8」の分子は、その特定株式等が平成11年旧措置法第55条第1項の表の第1号又は第3号に掲げる特定海外事業法人又は特定海外経済協力事業法人に係るものである場合には「(6) 又は」を消し、平成11年旧措置法第55条第1項の表の第2号又は第4号に掲げる特定投資法人又は特定海外経済協力投資法人に係るものである場合には「又は(6) + (7)」を消します。

3 「(10)の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額11」は、法人が措置法第55条第2項第5号に規

定する特殊投資法人である場合又は同法第68条の43第2項第5号に規定する特殊投資法人である場合には、措置法令第32条の2第25項及び第26項（特殊投資法人の取得価額の特例）の規定により計算した金額若しくは平成22年改正前の措置法令（以下「平成22年旧措置法令」といいます。）第32条の2第26項及び第27項（特殊投資法人の取得価額の特例）の規定により計算した金額又は措置法令第39条の72第18項及び第19項（特殊投資法人の取得価額の特例）の規定により計算した金額若しくは平成22年旧措置法令第39条の72第18項及び第19項（特殊投資法人の取得価額の特例）の規定により計算した金額を記載します。この場合において、これらの金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

4 「同上の $\frac{30、90 \text{又は} 100}{100}$ 相当額12」の欄の記載に当たっては、次によります。

(1) 措置法第55条第1項の表の第1号若しくは第2号に掲げる株式等又は同法第68条の43第1項の表の第1号若しくは2号に掲げる株式等の取得である場合には、「、90又は100」を消します。

(2) 措置法第55条第1項の表の第3号若しくは第4号に掲げる株式等又は同法第68条の43第1項の表の第3号若しくは第4号に掲げる株式等の取得である場合には、「30、」及び「又は100」を消します。

(3) 平成22年旧措置法第55条第1項の表の第3号若しくは第4号に掲げる株式等又は平成22年旧措置法第68条の43第1項の表の第3号若しくは第4号に掲げる株式等の取得（平成22年4月1日以前にしたこれらの株式等の取得に限ります。）である場合には、「30、90又は」を消します。

5 「期首海外投資等損失準備金の金額16」には、当期首現在の税務計算上の海外投資等損失準備金の金額を記載します。

6 「益金算入額の計算」の各欄は、海外投資等損失準備金について当期において益金算入を行う場合のほか、翌期以降の益金算入額の計算のため各事業年度の積立額等を明らかにする必要がありますから、当期において益金算入額がない場合にも特定法人ごとに記載してください。この場合、これらの益金算入額等についてこの表に記載しきれないときは、その明細をこの表の様式により別紙に記載して添付してください。